現場 説明書

	浜	松	医	科	大	学	施	設	課	
課		課			係				担	
		長補	6				(震)		
長		佐			長	ŧ	(C)	•	当	40

7

- 1 工 事 名 浜松医科大学看護学科棟3・4階照明設備改修工事
- 2 工事場所 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号 浜松医科大学構内
- 3 完成期限 令和8年 3月27日(金曜日)
- 4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ――印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。(項目に――印又は×印で抹消した場合、内容も適用しない。)
- 5 施工に関する事項
 - (1) 工事用地

範囲は監督職員の指示により、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

- (2) 仮設物の設置等
 - ① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注 者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設 障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

Ē	没ける(号)	・設ける	ない			
	号	1	2	3	4	5	6
	規 模 (m²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする構内のものを無償支給する。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む (・) 構内より分岐できる。
 - ・発電機の設置等による。

- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する。
- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。

○構内より分岐できる。

構内より分岐できる。

- さく井する。
- ⑤ 工事用電力、電話及び給水の引き込み位置は別図により、並びに排水は別図又は 監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用 願」及び電力を使用するときは「電力使用願」を監督職員に提出して、発注者等の 承諾を得ること
- ⑦ その他工事用電力及び給水は、計量器を設置し、使用料金を浜松医科大学会計課 に支払うものとする。
- (4) 鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。
- 6 契約に関する事項
 - (1) 国立大学法人浜松医科大学工事請負契約基準(以下、「基準」という。)の運用
 - ① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

・提出する。

提出しない。

なお、工事費、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る内訳明細書には、法定福利費を明示するものとする。

 工 程 表

 ・提出する。

 ・提出しない。

- ② 基準第18、第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は、「文部科学省発注工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、実施する。
- ③ 基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成
 - ア 基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- ④ 基準第26第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった 日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。
- ⑤ 基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。
- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

- ⑦ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を越えるときは20万円。なお、土木工事保険を付保する場合は、この額が50万円を超えるときは50万円。)に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ 基準第30第4項ただし書きの規定を適用する。(災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る)

(2) 入札の保証について

競争入札に参加しようとする者(以下、「競争加入者」という。)は、以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。

- ① 入札保証金及び入札保証金納付書
 - ア 入札保証金は、競争加入者の見積る入札金額(税込み)(以下、「見積金額」 という。)の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を入札保証金納付書を添 付して(国立大学法人浜松医科大学理事 三沼 仁)に納付すること。
 - イ 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第12条第3項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。
 - ウ 競争加入者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を財 務担当理事へ提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に 提出すること。
- ② 入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び入札保証金納付書
 - ア 政府保管有価証券払込済通知書は、本学が指定する金融機関に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、<u>(国立大学法人浜松医科大学</u> 理事 三沼 仁)と記載するように申し込むこと。
 - ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、国立大学法人浜松医科大学 契約事務規程第12条第3項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。
 - 工 競争加入者は、入札執行後、財務担当理事へ政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。

- ③ 入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書及び入札保証金納付書
 - ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合(以下、「銀行等」という。)とする。
 - イ 保証書の宛名の欄には、<u>(国立大学法人浜松医科大学理事 三沼 仁)</u>と記載するように申し込むこと。
 - ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
 - 工 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が 記載されるように申し込むこと。
 - オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
 - 力 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、財務担当理事が指定する日までを含むものとすること。
 - キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。
 - ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、国立大学法

人浜松医科大学契約事務規程第12条第3項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。

- ケ 競争加入者は、入札執行後、財務担当理事から保証書の返還を受け、銀行等に 返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、財 務担当理事から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては財務担当理 事の指示に従うこと。
- ④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に 係る証券
 - ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払 うことを約する保険である。
 - イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には、<u>(国立大学法人浜松医科大学理事 三沼 仁)</u>と 記載するように申し込むこと。
 - 工 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が 記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
 - 力 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、財務担当理事が指定する日までを含むものとすること。
 - キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、国立大学 法人浜松医科大学契約事務規程第12条第3項の規定により国立大学法人浜松医科 大学に帰属する。
- ⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書
 - ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
 - イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、<u>(国立大学法人浜松医科大学理事 三沼</u> 仁)と記載するように申し込むこと。
 - ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で 予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。
 - 工 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告 に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。
 - 力 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
 - キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていない
 - → 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受け、財務担当理事の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。
- ⑥ 入札保証金の環付について

競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。

(3) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑧のいずれかの書類を提

出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
 - ア 保管金領収証書は、本学が指定する金融機関に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
 - イ 保管金領収証書の宛名の欄には、(国立大学法人浜松医科大学理事 三沼 にいと記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、財務担当理事の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立 大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医 科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合 は、別途、超過分を徴収する。
 - オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請 求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債(国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。)、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び財務担当理事が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
 - ア 政府保管有価証券払込済通知書は、本学が指定する金融機関に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、(国立大学法人浜松医科大学 理事 三沼 仁)と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、財務担当理事の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価 証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書
 - ア 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。
 - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、発注者の指示に従うこと。
 - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価 証券払渡請求書を提出すること。
- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関が振り出し又は支払いを保証した小切手、銀行又は財務担当理事が確実と認める

金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

- ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、財務担当理事の指示に従うこと。
- イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡 請求書を提出すること。
- ⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
 - ア 当該債権に質権を設定し提出すること。
 - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、財務担当理事の指示に従うこと。
 - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、国立大 学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医科 大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合 は、別途、超過分を徴収する。
 - エ 受注者は、工事完成後、財務担当理事から当該債権に係る証書及び当該債権に 係る債務者である銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関の承諾を証する 確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- ⑥ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契 約保証金納付書
 - ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及 び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する銀行等 又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項 に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
 - イ 保証書の宛名の欄には、財務担当理事である<u>(国立大学法人浜松医科大学理事</u> 三沼 仁)と記載するように申し込むこと。
 - ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
 - エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。
 - ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。
 - ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払 われた保証金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定によ り国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過 している場合には、別途、超過分を徴収する。
 - コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、財務担当理事から 保証書(変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑦ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保 険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、財務担当理事である<u>(国立大学法人浜松医科大学理</u>事 三沼 仁) と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとすること。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑧ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の 指定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務 の履行を保証する保証である。
 - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、財務担当理事である<u>(国立大学法人浜</u> 松<u>医科大学理事 三沼 仁)</u>と記載するように申し込むこと。
 - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される 工事名が記載されるように申し込むこと。
 - エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第26条第2項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務 保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権 譲渡を申し出ることができるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン(第9版) - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」(令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課)により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知)において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な支払請求書に 応じて<u>浜松医科大学会計課</u>から1回で以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請 負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することができる。また、前払金の 支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書 を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができ る。

ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が1、000万円以上であって、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設上本工事組立保険契約 (共済その他これに準じる機能を有するものを含む。)を締結すること。

保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人(リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。)とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用(解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。)が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額(免責額)

請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円。なお、土木工事保険を付保する場合は、この額が50万円を超えるときは50万円。)未満とすること。

⑥ 保険金請求者 受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間 の求償権不行使特約を付帯すること。

イ 水災危険担保特約を付帯すること。

- ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯 (請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。) すること。
 - (ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
 - (イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
 - (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
 - (エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

- エ 損害てん補限度額は、1事故につき5、000万円以上又は請負代金額が5、000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。
- ⑨ その他
 - ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
 - イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者 と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被 保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。
 - ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注 者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受 証明を発注者に提示すること。
 - エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を 生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。
- (12) 設計図書に対して疑念があった場合の対応
 - ① 受注者は、設計図書通りに施工すると多額の維持管理費が必要となる場合等には、必ず、発注者に対して、その旨及び維持管理の見積金額を報告・助言し、設計図書通りに施工するか否かについて確認しなければならない。
 - 工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
 - ② 受注者は、漠然と設計図書に従って施工するのではなく、設計図書、建材等に内在する危険性や瑕疵等があるとき及びその疑いがあるときには、必ず、発注者にその旨を報告・助言し、設計図書通りに施工するか否かについての確認をしなければならない。
- (13) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年6月14日法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。

- 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 浜松医科大学が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)。
 - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること(以下「発注者への報告」という。)。
 - (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
 - (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について
 - ① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面

による注意の喚起(以下「文書注意」という。)に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領(平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁)に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス (CORINS) への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(CORINS)へ登録をすること。なお、余裕期間制度を活用した工事の場合、技術者の従事期間は、余裕期間を含まないものとする。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度の履行
 - ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

<u>(4) 工事成績評定について</u>

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年 法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指 針」(令和元年10月18日閣議決定)に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領 (平成20年1月17日付け文教施設企画部決裁)による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンスを実施する場合がある。

- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を 比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年 法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響 を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合に あっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(7) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結の日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「検査結果通知書」等における日付)とする。
- (8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
 - ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機 材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。)。なお、現場施工に着手する 日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除 く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日 は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「検査結果通知 書」等における日付)とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者または 監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (9) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて

【専任特例1号の配置を認める場合】

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例1号」という。)の配置を行う場合は以下のア〜クの要件を全て満たさなければならない。
 - ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
 - イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
 - ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

- エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措 置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に置いている こと。なお、当該建設工事が十木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員 は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する 者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一 の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建 設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議 や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠 隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工 管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定している。連絡員に必要な実 務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者(主任 技術者)の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に 当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について は、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配 置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必 要である。
- オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用 する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術に ついては、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUS とAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであって も、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。
 - (ア) 当該建設業者の名称及び所在地
 - (イ) 主任技術者又は監理技術者の氏名
 - (ウ) 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第 三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - (エ) 各建設工事に係る次の事項
 - (a) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (b) 当該建設工事の内容(法別表1上段の建設工事の種類)
 - (c) 当該建設工事の請負代金の額
 - (d) 工事現場間の移動時間
 - (e) 下請次数
 - (f) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験(実務の経験は土木一式工事 又は建築一式工事の場合のみ記載)
 - (g) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (h) 現場状況を把握するための情報通信機器
- キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の 状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が 設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保され ていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のや りとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば 一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えな い。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場におい て、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しな い。

- ク 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イートの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項アークの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。

【専任特例1号の配置を認めない場合】

本工事は、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認め ない。

(10) 建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の 工事における取扱いについて

【専任特例2号の配置を認める場合】

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号」という。)の配置を行う場合は以下のア〜クの要件を全て満たさなければならない。
 - ア 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)
 - オ 特例監理技術者が兼務できる工事は浜松市内又は磐田市内の工事でなければならない。
 - カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な 工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア〜ク の事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置 を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

【専任特例2号の配置を認めない場合】

<u>本工事は、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</u>

(11) 特別重点調査を受けた者との契約について

① 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

- ② 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月3 1 日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた 者
- と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリング
- を発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければ な らない。
- ③ 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には指名停止措置要領別表第一第3号に該当することがある。

(12) 週休2日促進の実施について

【発注者指定方式の場合】

- ① 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事(発注者指定方式)である。
- ② 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の 現場閉所又は現場休息(以下「現場休息等」という。)の日の確保を行ったと認め られる状態をいう。
 - イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息等を行ったと認められる状態をいう。
 - ウ 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事 完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作の みを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があら かじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀な くされる期間等は含まない。
 - エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業 を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - オ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通 して現場作業が無い状態をいう。
 - カ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合(以下「現場休息等率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。
 - なお,現場休息等率の算定においては,現場閉所日及び降雨,降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても,現場休息等日数に含めるものとする。
 - また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- キ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。
- ③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等

の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2日に取り組むものとする。分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の 進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載 した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場 合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。 監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息等の日 を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾 を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- ④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。
- ⑤【建築工事等の場合】 月単位の4週8休以上(現場休息等率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.04により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価,補正市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており,発注者は,現場休息等の達成状況を確認し,月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し,通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し,請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお,市場単価,補正市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)については,その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。
- ⑥【土木工事の場合】月単位の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28 日)以上) を前提に以下のアの補正係数により労務費,機械経費(賃料),共通仮設費率, 現場管理費率(以下,「労務費等」という。)を補正して予定価格を作成してお り、発注者は,現場休息等の達成状況を確認し,月単位の4週8休に満たない場合 は,以下のイの補正係数に変更し,通期の4週8休に満たない場合は補正係数を 除し,請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。なお,市場単価及び土木 工事標準単価については,その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正 し予定価格を作成している。

ア 月単位の4週8休以上(4週8休以上)

- ・ 労務費 1.04
- 機械経費(賃料) 1.02
- · 共通仮設費率 1.03
- ·現場管理費率 1.05
- イ 通期の4週8休以上(4週8休以上)
 - 労務費 1.02
 - ・機械経費(賃料) 1.02
 - 共通仮設費率 1.02
 - 現場管理費率 1.03
- ⑦ 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ⑧ 本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【受注者希望方式の場合】

① 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事(受注者希望方式)である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は③の規定のうち

月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。

- ② 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ア 「 月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所又は現場休息(以下「現場休息等」という。)の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息等を行ったと認められる状態をいう。
 - ウ 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事 完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作の みを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があら かじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀な くされる期間等は含まない。
 - エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業 を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - オ 「現場休息」とは,各発注工事単位で,現場事務所での作業を含めて1日を通 して現場作業が無い状態をいう。
 - カ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合(以下「現場休息等率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。

なお,現場休息等率の算定においては,現場閉所日及び降雨,降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても,現場休息等日数に含めるものとする。

また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- キ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。
- ③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- ④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。
- ⑤【建築工事等の場合】 月単位の4週8休以上(現場休息等率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.04により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価,補正市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており,発注者は,現場休息等の達成状況を確認し,月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し,通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し,請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお,市場単価,補正市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)については,その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成

している。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

⑥【土木工事の場合】月単位の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28 日)以上)を前提に以下のアの補正係数により労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率(以下、「労務費等」という。)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たなア場合は、以下のイの補正係数に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。なお、市場単価及び土木工事標準単価については、その労務費等補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、速やかに請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。

ア 月単位の4週8休以上(4週8休以上)

- ・労務費 1.04
- 機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ·現場管理費率 1.05

イ 通期の4週8休以上(4週8休以上)

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- · 共通仮設費率 1.02
- •現場管理費率 1.03
- ⑦ 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ⑧ 本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

(13) 猛暑による作業不能日数について

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数:●日間(工期の始期は令和●年●月●日で算定)
- ② 上記①は、環境省が公表する●●地方_●●●●地点におけるWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(●年~●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを年平均したもの。
- ③ 気象状況により、工期中に発生した猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する中部地方_静岡県_浜松地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

(14) 余裕期間制度の活用について

【発注者指定方式の場合】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現

場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等 工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により 行うものとする。

工期:令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで(余裕期間:契約締結日の翌日から令和○○年○○月○○日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員 と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することが できるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式〇により工事の始期を通知すること。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期:工事の始期から●●●日間

(ただし、令和○○年○○月○○日(工事着手期限)までに工事を開始すること)

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった 場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工 事を完了させること。

- (15) 工事関係図書等に関する効率化について
 - ① 工事関係図書等のうち、必要な内容が記載された他の書類等があるものについては、当該書類を提出又は提示することにより、当該図書の提出を求めないこととする。
 - ② 関連する内容を記載する複数の工事関係図書等については、必要な事項を一つの 図書に集約して記載することで、他の図書の提出を求めないこととする。
- (16) 共通費実熊調査依頼

本工事は、請負者による工事の実態状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした共通費実態調査の対象工事となる場合があるため、その場合は監督職員の指示により調査票を提出するものとする。なお、調査票は、監督職員から配布する。

- (17) グリーン購入法に基づく特定調達品目の提出について 本工事に使用した特定調達品目について、工事完了後に品目数量について報告する ものとする。
- (18) 工事写真等
 - ① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区分	大きさ	種類	組
敷地状況写真	判	力 ラ ㅡ	
工事写真	サービス判	カラー	1
工事写真	データ	CD-R等	1
完成写真	キャビネ判	カラー	
完成写真	データ	CD-R等	

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影

方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下のアからウの全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」に準ずる。

ア 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

イ デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3. (3)撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影(従来の方法)」を併用することは差し支えない(例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される)。

ウ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、イに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は、URL(https://www.jcomsia.org/kokuban/) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツー

ル)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

③ その他

<u>設計図書(設計図)の製本をA1版1部、A3版1部</u> <u>設計図書(設計図・現場説明書)の製本をA3版7部</u>

(19) 質疑応答

- ① 質疑がある場合には提出 書面により<u>令和 年 月 日12時までに浜松医科大学施設課企画係</u>へ提出する。
- ② 質疑応答の閲覧日時及び場所 <u>令和</u> <u>年</u> 月 <u>日16時~令和</u> <u>年</u> 月 <u>日17時まで浜松医科大</u> <u>学管理棟3階施設課</u>にて閲覧に供するとともに電子メールにより競争参加資格を 有する者に送信する。

